

# 參考資料

# (参考資料) 4か所の職員体制の見通しについて (付設一時保護所を含む)

★ 児童相談所 (一時保護所を付設) を新たにひとつ設置するには100～130人程度の人員体制が必要となる。

★ 昨年度の「児童虐待防止体制強化会議とりまとめ」時の3か所体制では、平成29年度の児童虐待相談件数をもとに試算し、**412人**であったが、直近の**平成30年度の児童虐待相談件数をもとに4か所体制で試算すると527人**となる。

★ 今後も児童虐待相談件数が増加すればさらに配置すべき児童福祉司と児童心理司数が増えることとなり、職員体制については毎年状況を反映して、見直しが必要である。

## 児童福祉司配置標準

- ①各児童相談所の管轄区域における人口3万人にひとり
- +
- ②前々年度の児童虐待相談件数による業務量に応じた加算
- +
- ③里親養育支援児童福祉司(各児童相談所1)
- +
- ④市町村支援児童福祉司

## 児童心理司配置標準

児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置する

## 3か所体制

平成29年度児童虐待相談件数による試算

	管理職他	児童福祉司	児童心理司	一時保護所	合計	非常勤※2
中央	26	79	26	59	190	39
南部	13	43	13	39	108	19
北部	13	44	15	42	114	19
合計	52	166	54	140	<b>412</b>	77

## 4か所体制

平成30年度児童虐待相談件数による試算

	管理職他	児童福祉司	児童心理司	一時保護所	合計	非常勤※2
中央	28	53	22	59	162	39
南部	14	53	22	44	133	19
北部	14	51	21	44	130	19
東部(仮) ※1	14	32	12	44	102	19
合計	70	189	77	191	<b>527</b>	96

※1 東成・生野・城東・鶴見区を管轄区として試算

※2 里親包括支援について民間委託を完了した時点 (令和12年) での非常勤数

# (参考資料) 4か所目の児童相談所の建物規模について

## 建物規模

- 4か所目の児童相談所については、一時保護所の環境整備や職員増に対応するためにも、その敷地（建ぺい率／容積率：80/200）を最大限に活用した建物規模とする。
- 北部こども相談センターの建物の延床面積を基本に、次の要素を加える。

### 【増加する要素】

- ① 増加する虐待相談件数に伴う児童福祉司・児童心理司の増員に対応できるように、**事務所スペースの拡張**が必要である。
- ② 一時保護所は、**6人毎の完全ユニットケアを導入**し、各ユニットにリビング・ダイニングを設置するため、北部よりも床面積が増加する。  
 ※ 北部こども相談センターは、2ユニット毎にリビングを設置しているが、食事は食堂で一斉に取ることになっている。

	4か所目児童相談所に必要な想定面積(予定)	北部こども相談センター
建物規模	地上4～5階建てを想定	RC地上5階建て
敷地面積〔㎡〕	2,300㎡	1,904㎡
建築面積 (本体棟、公用車置場等)	1,200㎡	982㎡
外構、緑地、通路等 (一時保護所所庭を含む)	1,100㎡	922㎡
延床面積〔㎡〕	4,000㎡以上	3,708㎡
〔 上記の内 一時保護所職員を除く 職員事務所スペース→ 〕	〔 600㎡以上 〕	〔 405㎡ 〕
〔 一時保護所スペース→ 〕	〔 1,620㎡以上 〕	〔 1,526㎡ 〕

# (参考資料) 児童相談所機能強化スケジュール (案)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
<b>(北部)</b> こども相談センター 整備 (新設)	実施設計 / 旧施設解体工事	● 新設工事		北部開設(4月)					
<b>(中央)</b> こども相談センター 整備 (建替え)		基本計画	基本設計	実施設計	建替え工事			〔引越〕 中央建替え 移転(年度末)	
<b>(4か所目)</b> こども相談センター 整備 (新設)		〔4か所目 設置場所の決定〕	詳細検討 管轄区域等の検討 建物規模の調査検証	基本設計	実施設計		新設工事	〔引越〕	4か所目開設 〔4月以降〕
<b>(南部)</b> こども相談センター整備	<div style="border: 2px dashed yellow; padding: 10px;"> <p>【要検討課題】一時保護所の環境改善や増職員を配置できるようにするため、南部こども相談センターの整備が必要となる。                      ・整備手法 (①既存施設の増改築 ②一時保護所の新築+児童相談所の改修 ③移転建替え) の検討を早期に行う必要がある。</p> </div>								

※上記ハード整備に伴い、計画的な職員体制強化を並行して行う。